（参考様式）

確　約　書

　　　　　　　　　　　　様

住所

氏名

電話番号

　今般、岩手県（浄化槽設置場所）において浄化槽を設置するに当たり、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302：2000）」に基づく処理対象人員の算定方法では、住宅の延べ床面積が130 ㎡を超えることにより処理対象人員が７人となりますが、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

このため、同基準のただし書きの適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が５人の浄化槽を設置した場合、下記のとおり、浄化槽処理水の水質確保のため、必要な措置を講ずることを確約します。

記

１　居住人員は５人以下とし、１日当たりの最大使用水量が１㎥を超えることがないよう管理します。

２　水を流しっぱなしにしない、多量の洗剤や油を流さない等、浄化槽の使用上の注意点を理解し、正常な処理機能が維持できるよう使用します。

３　浄化槽からの放流水質を良好に保つため、浄化槽法に基づく、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査を実施し、適正に維持管理します。

４　下記のいずれかの事態となった場合は、自らの責任において、浄化槽を撤去し、居住人員、処理水量、汚濁負荷量等に応じた新しい浄化槽に交換又は切替えします。

　①　居住人員が５人を超えた場合

　②　最大使用水量が１㎥/日を超えた場合

　③　定期検査で「不適正」と判定され、改善措置を講じても、放流水質を良好に保てない場合

５　保健所等から指導を受けた場合は、自らの責任において、速やかに改善措置を講じます。